

川口市告示第 270号
令和6年 4月 1日

川口市長 奥ノ木 信夫

生活保護法等による介護機関等の指定等について

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二の規定による介護支援給付のための介護を担当する機関の指定及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四の二の規定による介護支援給付のための介護を担当する機関からの変更等の届出は別紙一覧のとおりである。

介護機関指定申請等一覧(告示)

指定内容	名称
変更	訪問看護ステーションしんあい
変更	居宅介護支援事業所ぴゅあ
変更	ヘルパーステーションぴゅあ
変更	埼玉県済生会ケアステーションなでしこ